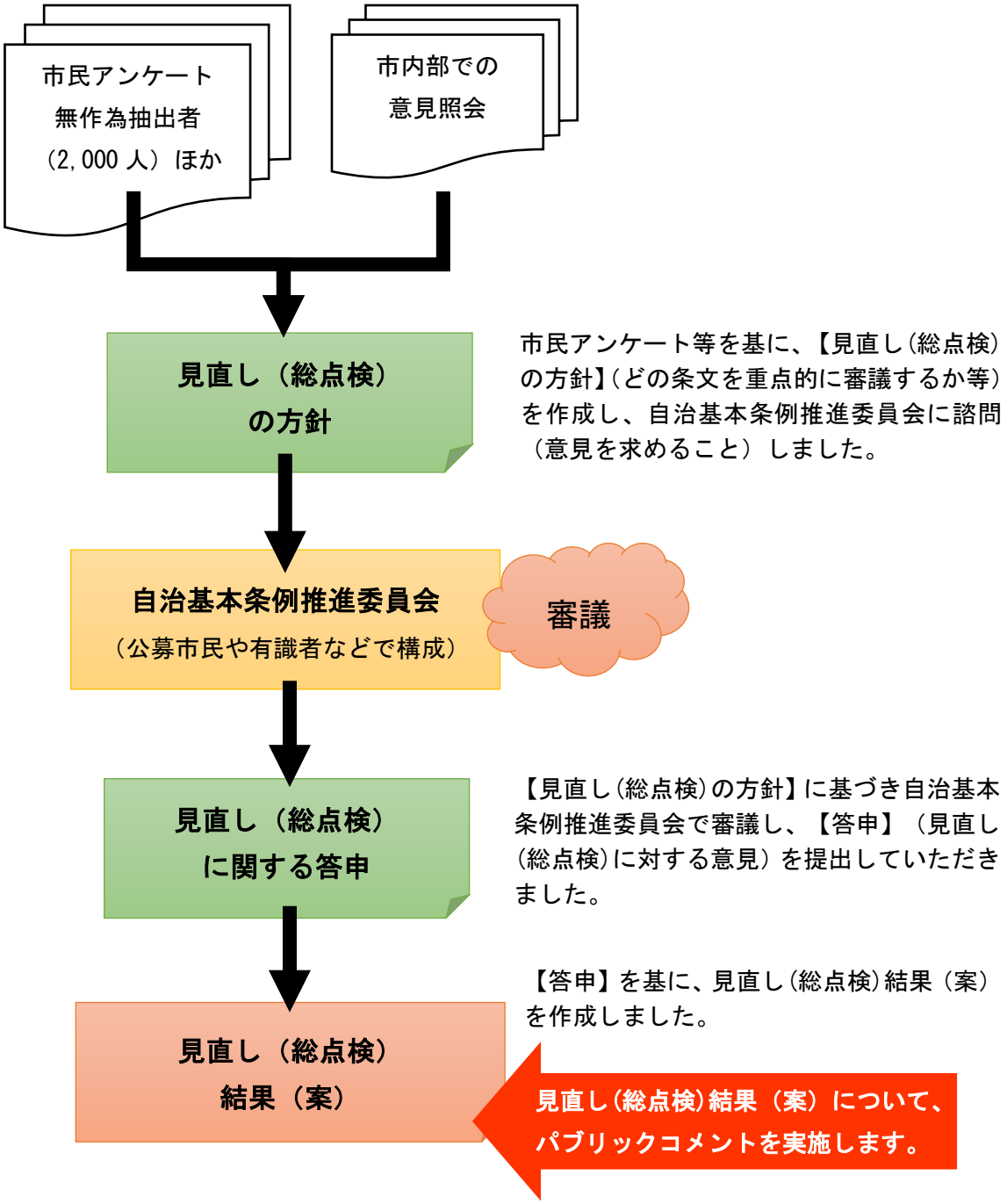
厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（案）概要

1　自治基本条例の見直し（総点検）について

厚木市自治基本条例第 39 条では、市長は「４年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする」と規定されています。

そのため、意向調査（市民アンケート）等により、多くの市民の皆様から頂いた御意見を踏まえ、本条例施行（平成 22 年）後、４回目となる自治基本条例の見直し（総点検）を行い、その結果をまとめました。

2　検討経過



３　見直し（総点検）結果（案）

規定は、全て改正不要と判断しました。

また、逐条解説は、９つの規定で改訂が必要と判断しました。

(1) 見直し（総点検）の方針で、条文について見直しを行う必要があると判断した規定

ア　第７条　市民の責務

<table>
<tr><th>見直しの方針</th><th>見直し結果（案）</th></tr>
<tr><td>市民のまちづくりへの参加に対する考え方が多様化・二極化していることから、見直しを行う必要があると考える。

答申

地方自治法第 10 条第２項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められているように、市民は、行政サービスを受ける権利を有すると同時に、責務を負うことは当然のことである。
自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めるためには、市民に対してまちづくりへの参加を求めることは欠かせないことから、規定を改正する必要はないものと考える。</td><td>自治の主体は市民であり、まちづくりは市民の意思に基づいて行われることが重要であることから、本条例では、市民参加や協働を自治の基本的なルールとして定めている。
市民のまちづくりへの参加には、市民が自らの意思に基づいてまちづくりに関わることを保障する権利としての側面がある一方、自治の主体である市民が、まちづくりの担い手として関わることが期待されるという側面もある。
したがって、市民のまちづくりへの参加を権利と責務の両面から規定することは、市民自治の考え方に沿ったものであり、市民のまちづくりへの参加を促すとともに、その重要性を共有する上でも、現行の規定は適切であると判断し、規定の改正は行わないものとする。</td></tr>
</table>

イ　第８条　子どもの権利、責務等

見直しの方針	見直し結果（案）
子どもの権利について多様な意見があることや、こども基本法における子どもの定義や表記を踏まえ、見直しを行う必要があると考える。 なお、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正する必要がある。	市民アンケートで意見のあった「学ぶ権利」については「育つ権利」に、「意見表明権」については、第６条（市民の権利）に規定する「まちづくりに参加する権利」及びこども育成条例の基本理念に、それぞれその趣旨が反映されているものと考える。 また、子どもの定義について、こども基本法では、切れ目のない支援を行う観点から、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、年齢による一律の線引きをしていない。これに対し、本条は、子どもの権利条約の考え方を踏まえ、将来の自治の担い手として子どもが健やかに成長するための特有の権利や責務を定めるものである。 したがって、それぞれの法律・条例の趣旨を踏まえ、本条例においては、子どもの権利条約における「18 歳未満のすべての者」という考え方を基本とし、「18 歳未満の市民」とする現行の規定を維持することが適切であると判断し、規定の改正は行わないものとする。 ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることにも留意し、今後も社会情勢の変化や他の条例、関連施策等との整合性を考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくこととする。 また、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いや、それぞれの目的・趣旨について、より分かりやすい解説文に改める。
答申	
本条は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方を踏まえ、自治基本条例における子どもの位置付けを示したものであり、子どもの定義については、それぞれの法律や条例等において、その目的や趣旨に応じた考え方が示されている。 このことから、自治基本条例における子どもの定義を必ずしもこども基本法に合わせる必要はなく、現時点では規定を改正する必要はないものと考える。 ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることから、今後も社会情勢の変化を踏まえ、他の条例や関連施策等との整合性についても考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくことが必要である。 また、逐条解説については、見直しの考え方のとおり改訂するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いについて、より分かりやすく説明する必要があると考える。	

ウ　第 32 条　コミュニティ団体に対する市民等の責務
　　第 33 条　コミュニティ団体との協働

見直しの方針	見直し結果（案）
コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化・二極化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、見直しを行う必要があると考える。 **答申** 自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。 また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。 以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、規定を改正する必要はないものと考える。	自治会は、地域コミュニティを担い、市民生活を支える重要な団体である。一方で、まちづくりは自治会に限らず、様々な主体によって支えられていることから、本条例に自治会を個別に位置付けるのではなく、コミュニティ団体全体を捉えることが適当であると考える。 その上で、自治会が地域において果たしている役割を認識し、継続的に支援を行うとともに、社会情勢や自治会を取り巻く環境の変化を踏まえ、市自治会連絡協議会や各自治会と連携しながら、加入促進や負担軽減等の取組を進めていくことが求められる。 したがって、自治会については、条例に個別に規定することよりも、運用面での取組を充実させていくことが適当であると判断し、規定の改正は行わないものとする。 ただし、自治会は、防犯活動、美化活動等の地域活動や地域コミュニティの維持を始め、災害時の共助の取組において中心的な役割を担っていることから、自治会との協働の在り方について、継続的に検討していくこととする。

(2) 逐条解説について見直しを行う必要があると判断した規定
ア　第８条　子どもの権利、責務等
　　子どもの定義について、より分かりやすい解説文に改める。
イ　第 14 条　市職員の役割及び責務
　　内容を整理し、分かりやすい解説文に改める。
ウ　第 23 条　法令遵守
　　法令遵守の根拠を整理し、分かりやすい解説文に改める。

(3) 逐条解説内の用語及び表現等について修正を行う必要があると判断した規定

ア　前文

イ　第５条　　自治の基本原則

ウ　第８条　　子どもの権利、責務等

エ　第 16 条　総合計画

オ　第 17 条　組織等

カ　第 19 条　財政運営

キ　第 30 条　事業の実施に係る市民参加